



平成16年11月24日

各位

会社名 第一交通産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 田中亮一郎
(コード番号 9035 福証)
問合せ先 常務取締役 友谷勝美
(TEL 093-511-8828)

株主優待制度の一部修正について

当社は、本日開催の取締役会において、株主優待制度の一部修正(追加)について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 優待の対象に那覇バス優待乗車券を追加

当社グループ会社に那覇バス株式会社(那覇市)が新たに加わったことと、株主の皆様における当該株主優待の利用の選択肢を拡大することを目的として、平成16年9月30日基準日の株主優待贈呈分(平成16年12月中発送予定)から、タクシークーポン券を返送することで、券面額相当の那覇バス(株)の優待乗車券との引換えが可能となります。

2. 優待対象の通販取扱商品の拡大

前回の平成16年6月中発送分から、タクシークーポン券は当社通販事業部の取扱商品「福山黒酢(楠志田)」との引換えが可能となっておりますが、平成16年12月中発送予定の優待券から優待券に同封するリーフレット掲載の商品からの選択が可能となります。

(通販商品・那覇バス優待乗車券との引換え例)

ご所有株式数	タクシークーポン券 (相当額)	通販取扱商品 (相当額)	那覇バス 優待乗車券 (1枚 200円)
500 ~ 999株	3,000円	3,000円	15枚
1,000 ~ 1,999	5,000	5,000	25
2,000 ~ 2,999	10,000	10,000	50
3,000 ~ 3,999	15,000	15,000	75
4,000 ~ 5,000	20,000	20,000	100
5,001 ~	30,000	30,000	150

変更後の株主優待制度については、別紙をご参照ください。

平成16年5月25日付「株主優待制度贈呈基準の変更について」も合わせてご参照ください。(平成16年5月20日付、1:2株式分割による贈呈基準の変更)

以上

(別 紙)

第一交通産業株式会社 株主優待制度

【平成16年9月30日基準日の株主様より改正適用】

毎年3月31日及び9月30日現在において株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主様に対し、当社グループ各社で利用可能なタクシークーポン券及び各種割引券を下記基準により贈呈いたします。

(1)贈呈基準及び各種割引券等の内容

タクシー事業（1冊 1,000円分のタクシークーポン券）

ご所有株式数	贈呈冊数	相当金額
500～999株	3冊	3,000円
1,000～1,999	5	5,000
2,000～2,999	10	10,000
3,000～3,999	15	15,000
4,000～5,000	20	20,000
5,001～	30	30,000

タクシークーポン券のみ、券面額の範囲内で通販事業部取扱商品・那覇バス優待乗車券との引換ができます。商品及び引換方法の詳細は、優待券に同封される「ご案内・リーフレット」をご参照ください。

不動産事業（上記1冊綴りの中に1枚）

分譲マンション	販売定価価格の5%割引
戸建住宅	建物定価価格の5%割引
アパート	建物価格の5%割引
リフォーム	リフォーム請負価格の3%割引

自動車関連事業（上記1冊綴りの中に1枚）

ミュンヘンオート（北九州）	BMW新車 定価価格の4%割引
MINI小倉・福岡西	MINI新車 定価価格の5万円割引
当社グループ内の自動車整備工場	整備工賃、アクセサリパーツ 定価価格の10%割引

その他関連事業（上記1冊綴りの中に各1枚）

第一ケアサービス	グループホーム、老人ホームの体験宿泊料の50%割引
つくしぎゃらりい（九州民芸村内）	店頭価格の10%割引
九州民芸村	無料入村券（5名様まで可）
DAIICHI ダイナミックゴルフ	500円分ご利用券

(2)基準日（贈呈時期）

毎年3月31日（同年6月中）及び9月30日（同年12月中）

以上